

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 3 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 4 名 欠席者 0 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 島 寄 弘 一 朗

審 議 事 項

- (1) 議案第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件
- (2) 議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画について 8 件
- (3) 議案第 1 5 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地の復元について 1 件

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 3 0 分

令和 7 年 6 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 7 年第 6 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6 番委員と 7 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号 朗読

この件につきましては、農地の一部に車庫が建築されており、所有者が農地法に基づく申請が必要であることを知らずに以前より転用されていたものを是正するために申請が出されたものです。

今回の申請地農地区分要件は、水管、下水道管の二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね五百メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設が存することから第 3 種農地「第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の a の (a)」に該当し、許可基準は許可し得る「第 2 の 1 の (1) のエの (イ)」に該当すると考えております。

場所は第 6 区倉野地区に位置しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

30 年以上前に車庫建築した時からそのままになっていた模様。
最近申請が必要だったことが判明し、今回転用申請となった。

3 番委員

地目はどうなっているか。

農地なら宅地へ変更する必要があるのでは。

事務局

当該箇所は宅地へ地目変更されます。

委 員

宅地と畑の境界も分かりにくい場所だったため、今回は許可してよいのでは。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 3 号 1 番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 3 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 4 号農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による申出があったので意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 4 号 1 番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 1 0 年です。場所は、第 2 区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

現在も荒れているような状況ではあるが、しっかり管理するよう伝えているため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 4 号 1 番について意見を決定したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 4 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 4 号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 4 号 2 番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は10年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

特に問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号2番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号3番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は10年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

特に問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号3番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号4番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。

期間は3年です。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

現地を確認したところ、元々あまり人の手が入っていないような状況だったが、今は草刈りもされて管理されている。

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号4番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号5番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。

期間は3年です。場所は、第6区平林地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

前お茶を作られていた場所であり、今後畑として使用される予定。

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 14 号 5 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 14 号 5 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 14 号 6 番から 8 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号 6 番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 3 区真尻地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

更新のため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 14 号 6 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 14 号 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 14 号 7 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号 7 番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 7 区長ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

継続のため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号7番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号8番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区長ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

継続のため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号8番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案15号農地法第2条第1項に規定する農地の復元について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号1番 朗読

この件につきましては、令和7年4月に非農地と判断した土地について所有者から、当該地では、アジサイを栽培していることから農地復元報告が出されたものです。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか判断をお願いします。
写真を投影しますので、確認をお願いします。農地と判断された土地については、町の農地台帳に編入した旨通知します。

農地の定義について国の通知では、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれるとなっております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

鉢植えにアジサイがたくさん植わっており、大きい木がいくつも生えている。
さらに枝が道路に伸び、道を圧迫している状況。

事務局

本人に大きい木がいくつも生えている等の理由により、非農地となった旨を説明したところ、「それでは剪定します。」と回答があった。
本人も農地に復元したいという意思があり作業されている。

1 1 番委員

非農地になった原因の木の伐採も一生懸命にしている。

4 番委員

農地と判断することで、周りに影響がでないよう農業委員会として指導できる状況にしたほうが良いのでは。

1 1 番委員

今後も農地として認められるよう指導しながら、ちゃんと管理してもらえるのであれば農地と判断して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 15 号 1 番については、「農地」と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 15 号 1 番は、全員一致で決定します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和 7 年 6 月 3 日

署名人

議 長

委 員

委 員